⑶　設計企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち設計業務を実施する者(以下「設計企業」という。)は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

①　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)。

②　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規則に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は、いずれの設計企業も上記①及び②を満たしている者であること。

設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は次のアからエまでによること。なお、提出者においてこれ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。なお、次のアからエまでの分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

ア　総合分野　令和６年国土交通省告示第８号別添一第１項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの

イ　構造分野　同上「構造」に係るもの

ウ　電気設備分野　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの

エ　機械設備分野　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

④　次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。

また、上記③に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、以下の⑦の要件を満たしていなければならない。

ア　管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

イ　各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。

⑤　管理技術者及び総合主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑥　管理技術者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑦　次に示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

ア　それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（管理技術者の場合は上記④アの分野も含む。）に関し、平成26年４月１日以降の業務実績を有する者であること。ただし、管理技術者又はこれと同等の立場としての業務の実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。

また、上記の期間に、産前産後休業(労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業)、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業（以下単に「休業」という。)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。)を延長することができる。

イ　平成26年４月１日以降の業務実績とは、平成26年４月１日以降に業務の契約履行が完了した設計業務（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

ウ　携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあっては⑷の、電気設備主任担当技術者にあっては⑻の、機械設備主任担当技術者にあっては⑹の項目に該当する実績を有していること。

エ　実績要件

⑷　管理技術者、総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者

次のａからｄまでのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

ａ　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

ｂ　規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

ｃ　階数　地上７階以上

ｄ　用途　次の(ⅰ)又は(ⅱ)のいずれかに、該当する施設

(ⅰ)　事務所又は庁舎

(ⅱ)　複合用途施設（１棟で(ⅰ)の用途と認められる部分が5,000㎡以上ある建物）

⑻　電気設備主任担当技術者

次のａからｄまでのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

ａ　規模　⑷ｂに同じ

ｂ　階数　⑷ｃに同じ

ｃ　用途　⑷ｄに同じ

ｄ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備

⑹　機械設備主任担当技術者

次のａからｄまでのすべてを満たす建築物の新築の基本設計及び実施設計業務

ａ　規模　⑷ｂに同じ

ｂ　階数　⑷ｃに同じ

ｃ　用途　⑷ｄに同じ

ｄ　工事種目　空気調和設備及び給排水設備

オ　管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記アからエまでの要件を満たしていなければならない。

⑷　建設企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち建設業務を実施する者(以下「建設企業」という。)は、次の①から⑤までの要件を満たすこと。

①　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築工事」、「電気設備工事」及び「暖冷房衛生設備工事」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく令和５・６年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

②　次のアからウまでの各工事に携わる建設企業は、中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数）が、アからウまでに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際の経営事項評価点数が、アからウまでに示す点数以上であること。)。

ア　建築工事　1,200点以上

イ　電気設備工事　1,100点以上

ウ　暖冷房衛生設備工事　1,100点以上

③　建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合は、いずれの建設企業においても担当する工事において上記①及び②に示す要件を満たしていること。